

# 能登教区通信

このたび、標記通信2018年2月号を発行いたしましたので、ご一読のほどお願い申し上げます。

発行責任者 真宗大谷派 能登教務所長 篠原 亨栄

## 教区教化事業のご案内

### ◆こころの広場◆ 同朋会推進部門

- ・ 日 時 2018年2月17日(土) 午後2時～4時
- ・ 講 師 佐野明弘氏(大聖寺教区光闡坊)
- ・ 講 題 身のおきどころ
- ・ 参加費 500円

### ◆和讃研修会(第2回)◆ 研修部門

- ・ 日 時 2018年3月12日(月) 午後1時半～4時半 ※第1回は開催済み
- ・ 講 師 藤場 俊基 氏(金沢教区 常讃寺)
- ・ 内 容 『高僧和讃』に学ぶ
- ・ 持ち物 『真宗聖典』、念珠、間衣・輪袈裟(有僧籍者のみ)、筆記用具等
- ・ 参加費 500円
- ・ 備 考 どなたでもご参加いただけます。また、教師陞補第1種認定の講座となります。

### ◆歎異抄講座◆ 研修部門

- ・ 日 時 第1回 2018年2月19日(月) 午後1時半～4時半  
第2回 2018年3月 9日(金) 午後1時半～4時半
- ・ 講 師 山田 恵文 氏(大谷大学准教授)
- ・ 内 容 『歎異抄』第5条から
- ・ 持ち物 『真宗聖典』、念珠、間衣・輪袈裟(有僧籍者のみ)、筆記用具等
- ・ 参加費 500円
- ・ 備 考 どなたでもご参加いただけます。また、教師陞補第1種認定の講座となります。

### ◆知ろう 靖国～靖国研修～◆ 時代社会部門

- ・ 期 間 2018年3月14日(水)～15日(木)
- ・ 募集対象 靖国へ行くのは初めてという方(15名程度) ※定員になり次第、締め切ります。
- ・ 行 先 靖国神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、築地本願寺ほか
- ・ 参加費 新幹線又は飛行機を使用の場合4万円前後。(交通手段、乗車駅により金額が異なります)  
※現地集合プランもあります。
- ・ 申込方法 お電話にて、教務所までお申し込みください。詳細は追って郵送します。  
詳細は同封のチラシをご覧ください。

## ◆得度事前研修会◆ 研修部門

- ・ 日 時 2018年3月29日(木)午前8時半～30日(金)午後12時半(一泊二日)
- ・ 講 師 講話 藤懸 了世 氏、崖 超 氏  
 声明 伊賀 正道 氏、松下 文映 氏、濤 恵周 氏、藤井 良秀 氏  
 作法 濤 恵周 氏、藤井 良秀 氏  
 讃歌 崖 超 氏
- ・ 対 象 得度受式希望者
- ・ 参加費 5,000円
- ・ その他 詳細は先月の教区通信同封の案内をご覧ください、**3月14日(水)まで**にお申し込みください。

## ◆花まつり～小さなお手てを合わせましょう～◆ 青少幼年部門

- ・ 日 時 2018年3月25日(日) 午前10時～正午頃
- ・ 対 象 どなたでも
- ・ その他 詳細は、同封のチラシをご覧ください。尚、ポスターを掲示のうえ、広くご門徒や有縁の皆様へ周知くださるようお願いいたします。  
 又、0～6歳のお子様を対象に「初参式」を行いますので、参加希望の方は、同封の申込用紙にて**3月14日(水)まで**にお知らせください。

## ◆春の子どものつどい◆ 青少幼年部門

- ・ 日 時 2018年3月25日(日)午後1時半～26日(月)午後2時頃(一泊二日)
- ・ 講 師 森 かおる 氏(料理家・月刊『同朋』旬のいっぴん精進料理コーナー担当)
- ・ 対 象 新小学3年生から新中学3年生
- ・ 参加費 3,000円
- ・ その他 詳細は同封の案内をご覧ください、**3月14日(水)まで**にお申し込みください。

## ◆教区同朋大会◆ 総合教化本部

2018年6月3日(日)に教区同朋大会を開催します。詳細が決まり次第、教区通信等でお知らせします。

## 教化事業・その他行事のご報告

## ◇教区会参事会・教区門徒会常任委員会議決結果報告◇

1月17日(水)、能登教務所告示第19号、能登教務所告示第20号により教区会参事会と教区門徒会常任委員会が召集されました。

全国に存在する過疎地域での教化活動に対応するための教化体制及び財政基盤の確立を目指し、宗門を挙げて過疎地域寺院の振興に取り組んでいただくため、年末の全寺院、教区門徒会員に発送した『能登教区過疎問題対策委員会報告書』を基にした陳情書を宗務総長へ提出する件について審議しました。審議の結果、両会で可決されました。各会での議決結果は下記のとおりです。

なお、教区会議長、教区門徒会長、過疎問題対策委員長が教区を代表して、宗務総長へ陳情書を提出する予定です。

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 宗務総長への陳情書提出の件                    |
| 議決結果  | ・教区会参事会 賛成多数<br>・教区門徒会常任委員会 全会一致 |

## 本山・教区事務についてのご連絡

### ◇教務所事務休暇について◇

下記の期間を事務休暇とさせていただきますのでご承知ください。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。緊急の際には下記教務所携帯電話までご連絡ください。

**期 間 2月21日(水)・22日(木) 北陸連区教務所員研修のため**

**緊急連絡先携帯番号 090-5685-5611**

### ◇厚生年金保険及び健康保険の制度への加入について◇

2017年末に七尾年金事務所管轄地域寺院に対し、厚生年金保険及び健康保険の制度への加入についての事業所説明会の案内文が送付されました。本件への対応について教務所へも多くのお問い合わせをいただいております。

現在、常時従業員を使用する法人事業所(適用事業所)については、厚生年金保険・健康保険制度への加入は法律により義務付けられており、宗教法人も例外ではありません。メリットもある一方、加入することで各法人における税務処理等の事務負担や保険料の負担が生じることにより、法人運営そのものに支障をきたすことが危惧されます。特に、一度加入すると適用事業所を解除することはできません。

この件につきましては、2015年、真宗大谷派をはじめ多くの宗派が加盟する公益財団法人 全日本仏教会は、現行の制度内容に少なからず問題があるとして日本年金機構中央本部、文化庁宗務課、日本年金機構の総監督庁にあたる厚生労働省年金局に対し、現場の混乱を訴え、継続的な話し合いの場を設けることを進言してきました。その結果、同局は日本年金機構へ指示し、2015年7月6日付で宗教法人への加入促進の一時停止措置がとられてきました。

しかしながら、今回教区内寺院宛てに標記文書が送付されたことについて、本山を通じ全日本仏教会へ報告をいたしました。結果、全日本仏教会として再度同局へ申し入れを行い、話し合いの場を持たれることとなりました。教務所といたしましては具体的な報告を待ち、教区内寺院に改めてその内容をお伝えする予定をしております。

なお、加入にかかる最終的な判断は、各法人(寺院・教会)でしていただくかなければなりません。慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

---

### 【参考】厚生年金加入促進問題の経緯と現況に関する連絡会報告 — 加入促進を一時停止 —

(2015年9月 全仏No.612 抜粋)

標記連絡会を7月23日に東京で、7月29日に京都で開催した。加盟団体からの参加者は東京では約30名、京都では約60名と関心の高さが窺えた。

まず、本会より厚生年金保険の適用事業所及び加入の周知について、今までの経緯を説明。昭和24年7月28日付で当時の厚生省保険局長通達を根拠に加入促進を図っているが、当時の厚生省や社会保険庁の時代から、今まで十分な周知がなされないまま今日に至っている。

本年の1月から始まった日本年金機構中国ブロックを中心とした年金加入促進が、中国ブロックに留まらず近畿、関東、仙台に波及し、全国レベルで寺院側に加入の是非をめぐる混乱が生じている。また、加入促進についても法律を盾に高飛車な説明をしている地区もあるとの報告が本会に寄せられている。

本会顧問弁護士の長谷川正浩先生から、この加入促進の問題点について、①平成22年9月1日、文化庁宗務課発行の宗務時報111号によれば、全国の単位宗教法人の約60%が年収300万円以下であることを踏まえると、保険費用の捻出を恒久的に続けることは難しいのではないかと。②年金支給年齢である満65歳時点において、年収に応じて年金支給の一時停止・減額となることがある。③そもそも一般社会において企業退職後の社会保障の一環としてつくられたものと、定年という概念が薄い宗教界では、厚生年金制度自体が馴染まないのではないかと。④厚生年金保険法第6条2項及び同法第9条の文言に反した昭和24年7月28日付の厚生省保険局長通達は効力を持たない。さらには、寺の住職・代表役員は「労務の対償として報酬を受けている者」ではなく「委任事項の履行に対して報酬を受けている者」(民法648条)なので、この局長通達にも該当しない。との見解が示された。

本会の対応として、日本年金機構中央本部を初めとし、文化庁宗務課、日本年金機構の監督官庁にあたる厚生労働省年金局に対して加入促進に係る現場の混乱を訴え、また継続的な話し合いの場を設けたいことを進言してきた。その結果、厚生労働省年金局は日本年金機構中央本部へ指示を行い、全国九ブロック本部から管内の年金事務所に対して7月6日付で、宗教法人への加入促進の一時停止の措置がとられた。

以上、報告のとおり全国のご寺院におかれましては、すみやかに厚生年金に加入しなければならないことは、取り敢えずなくなりました。7月6日以降に加入の案内がきた場合は本会総務部までご連絡下さい。また、ご寺院によっては次世代のために厚生年金に加入するという判断もあり、現在の布施収入等では加入が困難という判断もあるかと思えます。本会としては、ご寺院がおかれている様々な環境を踏まえながら、厚生労働省年金局と厚生年金制度、法律、通達を含んだ論点を整理・共有し、制度加入に関する話し合いを続けてまいります。

## ◇本山共済の取り扱いの変更について◇

2018年1月1日付で本山共済取り扱いの内容が一部変更されました。年度当初の教務所長巡回において周知した内容から、下記のとおり変更となっておりますので、ご承知ください。

### 第一種共済

#### 《名称の変更について》

第一種共済の「弔慰金」・「慰問金」・「遺族給付金」・「退職慰労金」・「住職年金」の5つの種別のうち、「遺族給付金」と「退職慰労金」を合わせて、新たに「住職慰労金」を設けます。

#### 《申請書の廃止について》

「慰労金」、「住職慰労金」、「住職年金」に関する申請を廃止し、「死亡届」、「住職・教会主管者任命申請」、「住職・教会主管者代務者任命申請」の申請において「慰労金」、「住職慰労金」、「住職年金」の事務手続きを行います。それに伴い、各申請書に新たに共済金受領意思確認欄・振込口座確認欄を設けます。

#### 《給付の通知及び証書について》

これまで、「弔慰金」、「遺族給付金」、「退職慰労金」の通知書及び「住職年金」の証書は、赤枠の用紙を用い、本山から教務所を経由して該当寺院に送付していましたが、今後は通知書及び証書をハガキに変更して、組織部より該当寺院へ直接送付します。

### 第二種共済

#### 《登録証書の送付について》

これまで、「登録証書」(寺院宛)は教務所経由で該当寺院に送付していましたが、今後は本山から各寺院に直接送付されます。

#### 《宛先の変更について》

これまで、「保障満了通知」は代表役員(代務者)宛に送付していましたが、代表役員(代務者)が事務所所在地に居住していない等の理由から宛先不明として返送される事例が多々あるため、宛先を寺院・教会名とします。保障満了通知書本文並びに登録証書には代表役員(代務者)名を記載します。

#### 《継続加入における振込取扱票のコンビニ収納の追加について》

これまで、継続加入申し込みは、①教務所受付 ②郵便局の振込取扱票による入金をもって受け付ける方法がありました。

このたび、継続加入者の利便性を高めるために、1月末発送分(3月保障満了寺院・教会分)の「保障満了通知」送付より、コンビニ収納に対応できる振込取扱票に変更します。なお、コンビニ収納対応の振込取扱票は、バーコードに有効期限が設定されるため、締切を過ぎての申し込みが出来ないように設定されています。従来どおり保障満了日以降の継続手続きは出来ないため、新規申込扱いとなります。誤って保障満了日以降に、コンビニ収納対応の振込取扱票を使用して郵便局から振り込むことがないようにご注意ください。

### ◇本山経常費完納寺院◇(2017.12.1~12.31 迄)

2017年度本山経常費をご完納いただき、有難うございました。ここにご披露申し上げ、御礼に代えさせていただきます。

第1組	正誓寺	圓通寺	願生寺	穴水組	法性寺	極生寺	慶樂寺
	覺正寺	慶念寺	浄安寺		光宗寺		
第2組	浄蓮寺	柳瀬専勝寺	正行寺	第10組	善慶寺	西勝寺	勝樂寺
	碧流寺	光福寺			正院西光寺	勝安寺	浄福寺
第3 浜方組	西來寺	安樂寺	浄源寺		等覺寺	廣榮寺	圓龍寺
	來入寺	専念寺	即往寺		傳證寺	長願寺	
第3 山方組	浄嚴寺	長龍寺	覺龍寺	第11組	圓成寺	龍光寺	真證寺
	安入寺				聖安寺	法広寺	聖徳寺
第4組	専念寺	正久寺	法誓寺		真光寺	光圓寺	専念寺
	本照寺	以覺寺	浄因寺	第12組	法泉寺	還來寺	徳蓮寺
第5組	本誓寺	浄樂寺			明傳寺	傳流寺	雙樹寺
第6組	寂静寺	西龍寺	妙行寺	第13組	正福寺	妙樂寺	明願寺
	超願寺				長順寺	浄覺寺	長興寺
第7組	善正寺	西應寺		第14組	覺永寺	託因寺	蓮浄寺
第8組	正願寺	願正寺	行念寺		正永寺	長専寺	善行寺
鶴川組	正覺寺				宿善寺	浄願寺	聞成寺

◇代務者就任◇(教区通信1月号 掲載以降)

第3山方組 安入寺 第5組 永法寺住職 慶塚 忍 2018年1月6日

◇敬弔◇(教区通信1月号 掲載以降)

御生前の御苦勞を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

鵜川組 淨誓寺 前坊守 萬里 祐子 2017年12月29日

第4組 本光寺 前坊守 佐藤 伸 2018年1月16日

◇おすすめ出版物の紹介◇

◇ <sup>いま</sup>現在を生きる 仏教入門 ◇

いま、仏教はどのようなものとしてみられているでしょうか。葬儀・法事だけの関係？鑑賞するもの？仏教は気休めにすぎない？そのような問いを受けて著者が、釈尊からはじまりインド、中国、日本そして、親鸞聖人までとどいた教えを通して、仏教がしらせようとしていることとは何かを明らかにした、仏教入門書です。本の中では普段の生活でよく耳にする身近な仏教語の解説もされています。これから仏教を学びたい方や、もう一度学びなおしたい方も、是非手に取ってお読みください。

《古田和弘著／新書判／196ページ／673円》

※本書は2015年9月から2017年6月まで計24回にわたり月刊『同朋』誌(東本願寺出版発行)に連載されたものを一書にまとめたものです。



※この教区通信は済美精舎ホームページよりPDFファイルでダウンロードすることができます。適宜ご活用ください。

能登教区教化テーマ  
能登教区教化スローガン  
済美精舎ホームページアドレス

ほとけさまに会いにきたいのち、今ともに生きよう  
一人一人が親鸞聖人に向き合う生活を  
<http://notokyouku.sakura.ne.jp>